

研修員の選考方法について

研修員の選考方法には、（一財）自治体国際化協会（クレア）が受入地方自治体の要望に応じて各クレア海外事務所等を通じて選考を行う「クレア斡旋選考」と、受入自治体が姉妹（友好）都市交流等の関係を通じて独自に選考を行う「独自選考」があります。

この2種類の選考方法は次のとおりです。

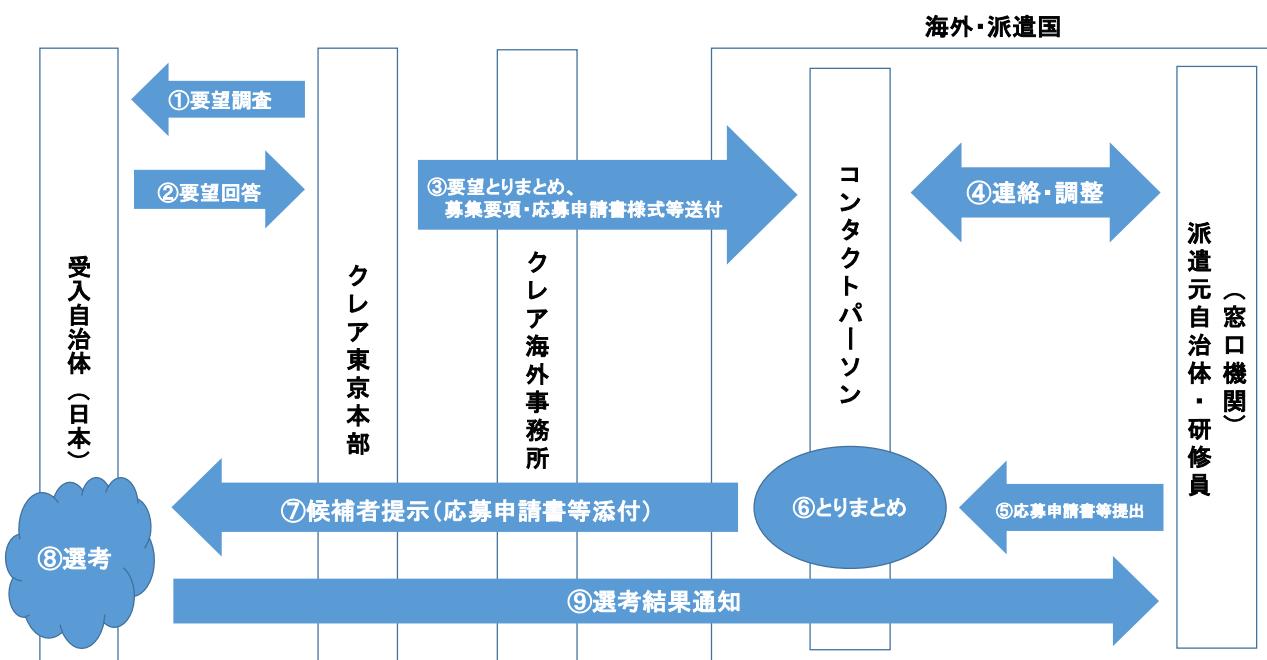
1 クレア斡旋選考

(1) 斡旋の手順

- I. 利用要望調査により取りまとめた受入自治体の要望に基づき、クレアにおいて、管轄海外事務所等を通じて研修員の募集を海外において行います。
- II. 応募者の申請書を受入自治体に提示することにより、研修員候補者を斡旋します。
- III. 斡旋した候補者の中から、受入自治体において受け入れの可否を決定して下さい。
- IV. 受入自治体における決定を受け、クレアから関係海外事務所等を通じて応募者あてに報告します。

※ I～IVの手順において受け入れが決定しなかった場合、条件等を調整し再募集等を行います。

<イメージ図>



(2) 留意事項

- ・斡旋選考については、選定後の受入中止は原則として認められないため、予算措置が確実となっている状況においてのみ対応が可能です。

- ・クレア斡旋選考は必ずしも受入自治体の要望内容が完全に満たされることを保証するものではありません。海外からの応募状況によっては、要望内容と完全には一致しない場合がありますのでご了承ください。
- ・クレア海外事務所管轄外地域からの斡旋を行っておりませんので、ご了承ください。ただし、ブラジル※研修員の斡旋は可能としています。

※ブラジルからの斡旋については、クレア海外事務所ではなく、ブラジル自治体連盟（Confederacao Nacional de Municipios, CNM）を通じて選考を行います。CNMは日本の全国知事会のような組織であり、ブラジル中央政府に対して、国内の自治体の声となり、自治体の抱える諸問題の解決に向けて活動しています。

2 独自選考

(1) 独自選考の手順

《中国以外の国からの受け入れ》

- I. 11月頃にクレアから「協力交流研修員募集要項」を送付しますので、受入自治体は派遣元海外自治体等と連絡をとり、要項に定められた書類（申請書・誓約書・健康診断書）の作成を派遣元海外自治体等に依頼して下さい。
- II. 選考後、受入自治体は、応募申請書等の写しとともに受け入れに係る協議書をクレアあてに提出して下さい。クレアはこの協議について外形的な審査を行い、受け入れに支障がなければ同意書を受入自治体に送付します。
- III. 受入自治体は、必要に応じて派遣元海外自治体等を通じて派遣国政府窓口あてに当該派遣について報告を行って下さい。

《中国からの受け入れ》

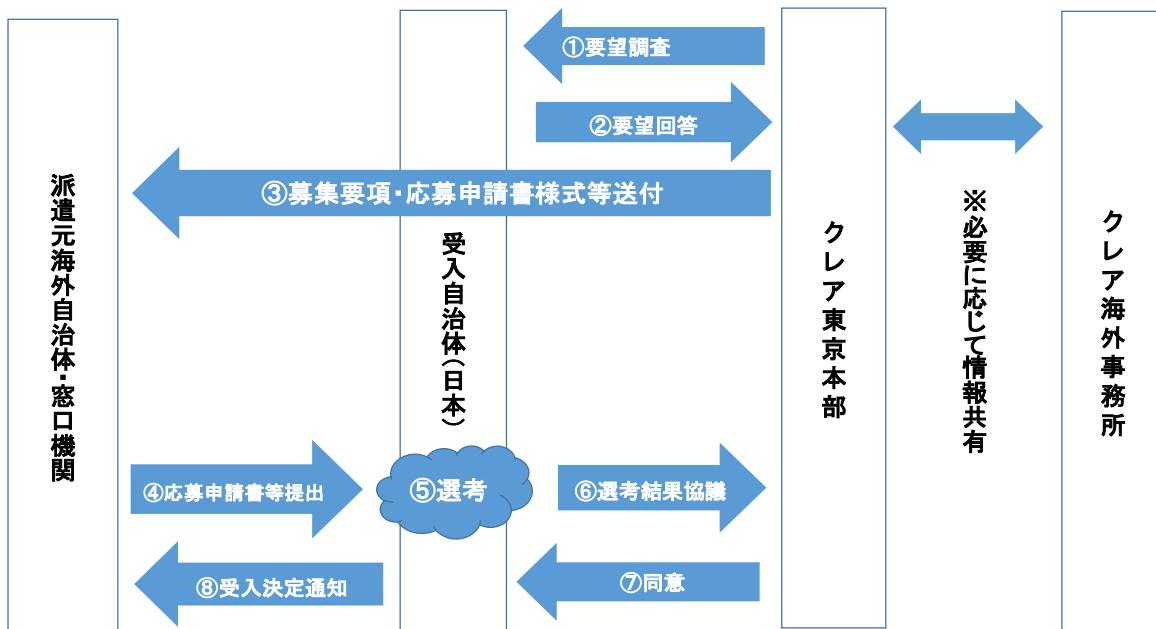
- I. 11月頃にクレアから「協力交流研修員募集要項」を送付しますので、受入自治体は派遣元中国自治体と連絡をとり、要項に定められた書類（申請書・誓約書・健康診断書）の作成を依頼し、人選について派遣元中国自治体と調整して下さい。
- II. 応募申請書等は派遣元中国自治体から中国外交部に提出し、中国外交部による同意を得ます。
- III. 中国外交部の同意を得た応募申請書等は、クレアを通じて受入自治体に提出されます。
- IV. 受入自治体は研修員選考後、受入決定をクレアを通じて中国外交部に通知します。

(2) 留意事項

- ・クレア海外事務所管轄外地域からの受入も可能ですが、台湾からの受入は不可としていますので、ご了承ください。

<イメージ図>

『中国以外の国からの受け入れ』



『中国からの受け入れ』

